

人口と世帯	人口	401,875人
	男	199,079人
	女	202,796人
	(前月より)	189人増
	世帯	163,593世帯
	(前月より)	360世帯増
	(16年4月1日現在)	

発行・町田市 編集・企画部広報広聴課  
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23  
市役所の代表電話042・722・3111  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>

## 第63回 春の花壇コンクール

\*最優秀賞に忠生自然第3クラブの花壇\*



花の香り漂う美しいまちづくりに寄与することを目的に、町田市と「町田市花とみどりの会」共催による第63回「春の花壇コンクール」の審査会が4月15日に行われ、公園・団地等花壇の部の忠生自然第3クラブが最優秀賞に選ばれました。

参加した321団体の中から花壇の総合美、デザイン、草花の生育状況などについて審査が行われ、最優秀賞、優秀賞、優良賞、努力賞が決まりました。

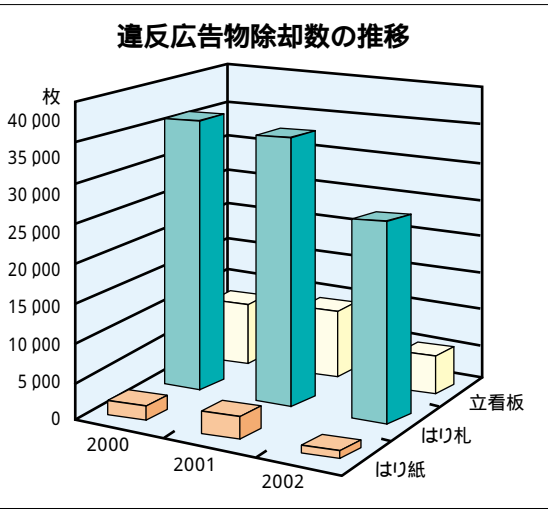
**最優秀賞** 忠生自然第3クラブ

**優秀賞** せんげんフラワー、仲町サルビア会、武蔵岡中学校

**優良賞** シーアイハイツ花卉の会、プチガーデン本町田、本町田住宅花とみどりの会、南つくし野幸城クラブ、やよいグループ、ふよう病院グループホームあおぞら中庭ボランティア隊、真閣寺公園花とみどりの会、南つくし野つばきグループ、つくし野スクウェア花とみどりの会、中村コミュニケーション花壇、つくし野貝がら公園花とみどりの会、大戸小学校、忠生中学校、つくし野小学校栽培委員会、金井中学校

**努力賞** 紅花の会、ケアセンター成瀬「園芸グループ」、陽だまり、美岳公園花の会、町田自然幼稚園、坂下ふれあいサロン、町田市教育研究所花を愛する会、成瀬西楽成会、老人クラブ相原延寿会センター裏花だん、お花の会秋桜、町田第六小学校、鶴川第三小学校、町田第二中学校、町田第一小学校

問 町田市花のまちづくりコンクール事務局・公園緑地課  
☎793・7612



市では、「魅力あるまち空間の創出・維持」に向けた取り組みとして、「はらさない・ださない・はらせない」を合い言葉に、道路上の街路樹や標識柱に表示される、はり紙、はり札、立看板といった違反広告物をまちから一掃する取り組みを行っています。

この取り組みとして、道路パトロール中の職員が違反広告物を発見次第撤去(「除却」といいます)しているほか、定期的に巡回して回収しています。

## まちから違反広告物を追放しよう

はらさない・ださない・はらせない

### 違反広告物の撤去

市では、屋外広告物法と東京都条例に基づき、許可を受けずに表示されたはり紙、はり札、立看板を広告主に対する警告を経ないで即時除却をしています。

この取り組みの結果、はり紙、はり札、立看板といった違反広告物は、ここ数年減少傾向にあります。

市では、こうしたことを踏まえより効果的・効果的な新しい手法の研究を進めてきました。そして、「はらさない・ださない・はらせない」という考え方を市民・事業者・行政が共通して認識し、市内から違反広告物を一掃するためには、市民の皆さんの協働での取り組みを進めることが不可欠であるとの結論に達しました。

### 協働による違反広告物の追放

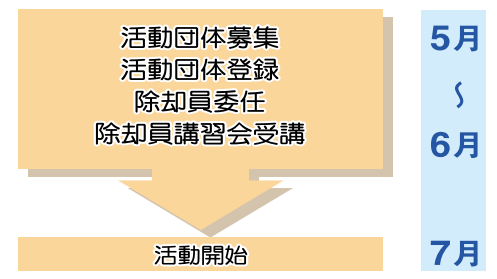
最近では、違反広告物の追放についてマスコミでも注目されるようになってきており、テレビ・新聞等の報道でも取り上げられる機会が増えています。しかし、これらに対しては、まだまだ多くの市民の皆さんから除却の要望が寄せられています。

また、これらの違反広告物は、比較的安価といわれ、除却しても翌日には同じ場所に設置されるといった、いわゆる「いたちごっこ」の状態となり、違反広告物を一掃するにはこれまでの取り組みだけでは限界があります。

### 違反広告物除却活動団体募集

市では、お住まいの地域において自主的に違反広告物の撤去をしていただける除却活動団体を募集します。応募用紙は、道路管理課(中町第2庁舎)で5月6日(木)から配布します。この制度や募集の詳細については道路管理課(☎724・1151)へお問い合わせ下さい。

### 違反広告物除却活動開始までの主な予定



種別	単位	手数料 (単位:円)
広告塔	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220
広告板	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220
小型広告板	1枚につき	400
はり紙・はり札	50枚までごとにつき	2,250
立看板	1枚につき	450
電柱又は街路灯柱の利用広告	1枚につき	310
標識利用広告	1枚につき	210
宣伝車	1台につき	4,950
バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	1枚につき	610
前記以外の車体利用広告	1台につき	1,950
アドバルーン	1個につき	2,850
広告幕	1張につき	990
アーチ	1基につき	10,630
装飾街路灯	1基につき	5,010
店頭装飾	1基につき	19,800

屋外に表示される広告は、様々な情報の提供源として有効であり、また、都市景観の構成要素の一つとして私たちの暮らしに欠かせないものです。しかし、これらの広告物も、無秩序に表示されると自然の風致や都市景観を損ねる要因や交通安全上の阻害要因となる場合があります。また、その表示内容が青少年の健全育成上好ましくないものも見受けられます。

こうしたことから、屋外広告物については屋外広告物法や東京都屋外広告物条例によりルールが定められています。屋外広告物を表示する場合には、これらの法令に従って許可を受けなければなりません。新たに広告物の表示を予定されている方や既に表示している許可を受けていない方は、必要な手続きをお願いします。

申請及びお問い合わせは、道路管理課(中町第2庁舎)☎724・1151へ。

### 屋外に広告を表示するには許可が必要です

台風の接近による大雨により、崖崩れや建物地下部への浸水等の被害が発生したことを想定して、町田市及び町田消防署と町田市消防団が合同で、平成16年総合水防演習を実施します。

この演習により、防災関係機関相互の連携確立や、水防工法の運営要領そして工法技術の習得・向上を図ります。

## 町田市総合水防演習



日時 5月9日(日)午前9時30分～正午  
会場 鶴見川クリーンセンター(三輪緑山1丁目1番)  
見学希望の方は直接会場において下さい。  
問 防災課 ☎724・2107